



災害時における復旧支援業務に関する協定書

山形県県土整備部（以下「甲」という。）とメタウォーター株式会社 東北営業部（以下「乙」という。）とは、地震、津波、風水害その他の自然現象により、甲の所管する下水道施設（処理場及びポンプ場）が被災した場合（以下「災害時」という。）における復旧支援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害時における下水道施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（支援の要請）

第2条 甲は、災害時において必要と認められるときは、乙に対し、次の復旧支援業務を要請することができる。

- (1) 被災した下水道施設の復旧のために必要な業務
- (2) その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 甲は、前項の復旧支援業務を要請するときは、被災概要及び支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは、電話等で要請できるものとし、この場合は、後日速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、前2項に基づき甲から要請された復旧支援業務を行うために、可能な範囲で必要な人員・資機材をもって協力するものとする。

（実施体制）

第3条 乙は、協定締結後速やかに、乙の連絡体制等必要な情報を、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項に係る情報に変更が生じた場合には、速やかに甲に申し出るものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により復旧支援業務を行ったときは、業務内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、速やかに甲に対し復旧支援業務の進捗状況及び完成を書面で適宜報告するものとする。

（契約の締結）

第5条 甲は、乙に協力を要請したときは、乙と遅滞なく復旧支援業務に係る随意契約を締結するものとする。

(費用)

第6条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した復旧支援業務に係る費用は甲の負担とする。なお、甲の負担する費用の価格の決定にあたっては、乙の具体的業務内容の確定後、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方又は双方から申し出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(損害の賠償)

第8条 復旧支援業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務に使用した資機材に損害が生じた場合、乙はその事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置については、甲、乙協議して決定するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年7月28日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県県土整備部長 上坂 克



乙 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目9番1号
仙台トラストタワー
メタウォーター株式会社 東北営業部
部長 石崎 寛之

